

事 務 連 絡
令和 7 年 5 月 12 日

社会保険診療報酬支払基金 御中

厚生労働省医政局参事官（医療情報担当）付医療情報室

「医療提供体制設備整備交付金実施要領」に関する F A Q（一部修正）
について

「医療提供体制設備整備交付金の実施について」（令和 6 年 1 月 31 日医政参発 0131 第 1 号）の別紙「医療提供体制設備整備交付金実施要領（電子カルテ情報標準規格準拠対応事業）」に関して、別添のとおり F A Q を一部修正しましたので、貴基金におかれましては、内容を御了知の上、関係団体及び関係機関に周知徹底を図るとともに、その取扱いに当たっては遺漏なきようお願いいたします。

電子カルテ情報共有サービスに関するよくある質問（FAQ）

4 導入にあたっての補助金や費用について

（2）申請方法について

問 電子カルテ情報共有サービスを利用できるシステムの環境整備のためのシステム改修等に関して、どのタイミングで補助金申請を行うことになりますか。

（答）システム改修後、システムベンダ等に費用を支払ったのち、添付書類を添えて申請をお願いします。（事前申請ではなく、精算後申請となります。）
~~なお、オンライン資格確認等システムや電子処方箋管理サービスとは補助金申請のタイミングが異なり、利用申請や運用開始日入力作業の前に、補助金申請を行うこととなっておりますのでご注意ください。（取り消し線部削除）~~